



国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して医療を受けられるよう、普段からみんなでお金を出し合い、医療費に充てようという相互扶助を目的とした制度です。

今月号では、平成15年度から実施される国民健康保険税率の引き下げと納期の変更について、国民健康保険係に異動になったT美とK男の会話を通して、みなさんに分かりやすくお知らせします。

なお、国保税の納税通知書は、6月中旬ころ各家庭に郵送する予定です。

登場人物の紹介



K男～国民健康保険係3年目の中堅職員。やさしい先輩としてみんなに慕われている。



T美～今年度異動になった新人。現在、国保のことについて勉強中。

国保の税率が下がります

今日は、今年度の国保税の改正について勉強することしよう。今年度どのような変更があるか言ってみよう。

はい。まず税率が下がりますよね。ただし、13割から11割に2割下がります。それと納期が8月から10期に2期増えます。

そうだね。それじゃあ、税率の引き下げについて、ちょっと説明するね。表1を見てもらえるかな。国保税は、前年の所得額に応じてか

かる『所得割』と、加入している人数によってかかる『均等割』、世帯にかかると『平等割』の三つから構成されているよね。

そうですね。その三つとも今回下がるんですね。『所得割』が2割、『均等割』が2千円、『平等割』が4千円下がるんですね。平均するとどれくらい下がることになるんですか。

一世帯平均で1万7千500円くらい、年税額が減額になると思うよ。でも、そうならない世帯もあるんだよ。それはあとで説明するね。

《 表1 》

区分	平成15年度	平成14年度	増減	説明
所得割	11%	13%	2%	所得に応じて賦課される税額
均等割	26,000円	28,000円	2,000円	加入者1人当りの税額
平等割	28,000円	32,000円	4,000円	1世帯当りの税額

《 表2 》

区分	平成14年度	平成15年度	影響額
公的年金等特別控除の廃止	65歳以上の公的年金をもらっている方は、国保の所得割を計算するうえで17万円の特別控除がありました	特別控除が廃止	22,100円の増
給与所得特別控除の廃止	給与所得のある方は、国保の所得割を計算するうえで2万円の特別控除がありました	特別控除が廃止	2,600円の増
青色事業専従者控除・事業専従者控除の適用	国保の所得割を計算するうえで青色事業専従者控除や事業専従者控除の適用を受けられませんでした	控除が適用になりました	
長期譲渡所得等特別控除の適用	土地や建物を売った場合など所得がある方は、国保の所得割を計算するうえで特別控除の適用はありませんでした	特別控除が適用になりました	

今、医療費が増加していて、社会保険や健康保険組合の財政はひっばくしているということですよ。この4月からは、サラリーマンなどの自己負担も2割から3割に上がりましたよね。どうして引き下げできたんですか。

国保の財政は、医療費がどれくらいかかるかによって左右されるんだ。簡単に説明すると、かかった医療費の約半分は国から入ってきて、残りの半分は国保税で賄うことになっているんだ。だから、国保税を決める上では、医療費の状況が大切になってくる。それともう一つは、国の対策がどうなるかなどが大切なんだ。そこでその辺を考慮して、今後三年間の医療費などを推計した財政見通しを立てたところ、税率を引き

納期が8月から10期に増えます

下げて大丈夫ということになったんだ。

そうですね。下がるということは、加入されている方にとっては良いことですよ。それと、今年度から納期が10期に変更になりますよ。

そうですね。今までは、7月から翌年の2月までの8期だったのを6月から3月までの10期に回数を増やしたんだ。これは1回に支払う税額を少しでも少なくして払いやすくしようとするものなんだ。

分かりました。それと話は変わりますが、先ほどそうならない世帯もあるっていましたが。